

# 「こまごま」が問題！リニア新幹線

第107号 2023年12月5日

リニア新幹線を考える

東京・神奈川連絡会

11月28日、リニア中間判決控訴審で東京高裁が36名の原告適格を認容する判決、地裁に差し戻し再審理へ。リニアの安全性、南アルプスの自然保護、土地所有者など権利を主張する原告は無視 ～2面、3面に掲載



## JR東海が麻生区で

### 住民説明会実施 調査掘進終了を理由に 本掘進をねらう

JR東海は、北品川・梶ヶ谷・東百合ヶ丘・小野路・坂下西各非常口からの調査掘進を進めてきましたが、9月の段階で東百合ヶ丘非常口からの調査掘進が百三十三メートルに達し完了したとして、このほど住民に対し、調査掘進での確認結果に関する説明会の開催を通知しました。説明会の日時・場所は以下の通りです。

調査掘進説明会の開催日時・場所

12月17日(日) 午後2時 先着 200名	開催場所 麻生小学校 体育館 小田急線新百合ヶ丘駅から 徒歩10分
12月22日(金) 午後6時 先着 一千人	開催場所 麻生市民館 大ホール 小田急線新百合ヶ丘駅 徒歩3分

「本格的掘進」の開始のための説明会 私たちは

説明会の通知には「シールドトンネル工事の安全対策や周辺環境への影響の実施確認に主眼を置いた調査掘進の範囲における掘削を令和五年九月二十九日に終え、現在は『本格的掘進』の開始に向けた段取り替えを進めています」と記されています。百五十メートルの掘削目標の手前で「完了」とした理由が明確明らかになっていませんが、北品川や坂下西(春日井市)での調査掘進が事実上止まっている中で、なぜ本格的な掘進に向けて準備を急いでいるのか、その根拠が明らかではありません。

これまで見られたように、JR東海の狙いは、住民に説明しただけで「住民の理解が得られた」と勝手に判断し、急いで本工事を進めようとしている点にあります。

## 住宅街の下を掘進する危険性は高い

調査掘進は、二〇二〇年十月に、東京外環道大深度地下のトンネル工事が原因で地盤崩落があったことを受けて、JR東海が地盤の状況把握や掘削機の稼働をテストするために始めたものです。調査掘進が未課題となっているいま、本格的な掘進を始めるなら、住民の不安は高まるでしょう。



## 一部勝訴だが、リニアの本質的な問題点に向き合わない控訴審判決

(写真：裁判所前集会)

ストップ・リニア！訴訟中間判決に対する控訴審で、東京高裁（松本利幸裁判長）は十一月二十八日、中間判決を不服として上告した百六十六名の原告のうち、相模川からの水道水を利用している三十四名と、騒音・振動の被害を受けるリニア残土の搬送車両の走行ルートから二百メートル以内に住居する二名の原告適格を認める判決を出しました。原告適格を認めた三十六名については、東京地裁への差し戻しを決めました。二〇一九年十二月に中間判決を出した古田孝夫裁判長の誤りを認めた判決であり、高裁判決には一定程度評価できるところはありますが、中間判決と今回の判決で原告適格を認められなかった原告は合わせて五百名近くになるわけで、

私たちにとって訴訟の趣旨をほとんど考慮していない司法の判断は変わっていません。私たちは、山梨実験線のような、沿線住民への生活被害がリニア工事や供用によって脅かされるという被害のほかに、最高速度五百五キロというリニアの安全性や、世界に誇れる南アルプスの豊かな自然環境の保全、高架線や鉄道施設の用地取得に関する土地所有者の権利保護、リニア高架橋の建設に関する景観保護などを訴えて訴訟を起こしたわけですが、高裁判決は「原告の主張は保護すべき個人の利益ではない」と切り捨てています。

### 訴訟団長、弁護団から判決に対し 厳しい声



司法クラブで記者会見する訴訟団、弁護団  
左から関島保雄弁護士、川村晃生訴訟団長、  
横山聡弁護士（写真：井澤宏明氏撮影）

高裁判決に対し訴訟団、弁護団は声明を發表しました、

### 〈訴訟団・弁護団・サポーター 共同声明〉

『本件において訴訟人らは、①全原告について共通な適格（乗車した場合安全な運行を確保できる利益、南アルプスの美しい自然環境を享受する利益）、②リアルルート上の一都六県居住者の多くが有する適格（工事及び工事車両の走行で騒音・振動・大気汚染・水利・微気圧波・低周波などの環境被害を受ける高度の蓋然性、建設後の日照被害、景観侵害などの被害を受ける高度の蓋然性）、③確実に被害を受ける者（ルート上ないし近辺に物権的権利（土地、借地、借家、立ち木トラスト等）を有する者。

原審判決は原告らに対し①、③の類型については原告適格を認めなかった。南アルプスの山腹に巨大トンネルを掘削することでの自然への影響を軽視しておさなりの環境影響評価を鵜呑みにして行われたリニア工事認可処分を肯定するものであった。また超電導磁気浮上方式のリニアは運行システムも地震・火災安全性の面でも「乗客の安全な運行」が確保されていると客観的に示される資料が提示されていないと言わざるを得ず、この点を原告



適格から排除して議論を封じ込めた。また上記③について適格を否定することは、工事が進行し物件の収用問題が現実化して、物権的権利の侵害を受けるしかない状態になることであり、金額の争い以外にリニア工事計画自体を問題にすることが不可能になる。

今回の判決も中間判決の趣旨を継承したものであり、原告側の求めた杜撰な環境影響評価による工事認可に厳正な司法判断を求めたにもかかわらず、内容について判断せず、入り口である訴訟要件で請求を却下するなど司法の行政への追隨以外の何物でもない。

②について三十六名の原告適格を認めたが、一部ではあるものの評価に値する。しかし原告適格を認められた原告については地裁への差し戻し、敗訴した原告は上告審、本体の行政訴訟は高裁に継続しているという訴訟団の分断を生じており過大な負担を余儀なくされている。行政訴訟提起への萎縮すら訴訟団に強要した判決であり、裁判を受ける権利の侵害である。我々は司法が「権利擁護の砦」としての役割を放置していると考ええる。本体工事を中止させるまで闘い抜く所存である。』

- 1 原判決中、別紙「控訴人目録（三十六人）」記載の控訴人らの各訴えを却下した部分を取り消す。
- 2 上記取消しに係る部分を東京地裁に差し戻す。
- 3 別紙「控訴人目録」記載の控訴人ら以外の控訴人らの控訴をいずれも棄却する。
- 4 別紙控訴人目録記載の控訴人以外の控訴費用は、同控訴人らの負担とする。

## 判断の要旨

### 結論

(1) 控訴人らのうち、建設発生土運搬車両の運行ルートからおよそ二百メートル以内の地域に居住している二名については、工事の進行に伴う建設発生土運搬車両の運行に起因する騒音、振動、大気汚染による健康又は生活環境に係る被害を受けない利益を根拠として、本件各認可の取消しを求める訴訟における原告適格を認めることができる。

また、控訴人らのうち、相模川を水源とする水道水または簡易水道を利用している三十四人については、工事の進行に伴う建設機械の稼働等に起因する水質の汚濁による健康又は生活環境に係る被害を受けない利益を根拠として、本件各認可の取消しを求める訴訟における原告適格を認めることができる。

(2) 他方、上記の控訴人以外の控訴人らについては、原告適格を認めることは出来ないから、同控訴人らの控訴を棄却する。

### 理由

(1) 乗客として安全な輸送業務の提供を受ける利益について

本件各認可の段階においては、公益に属する利益として考慮されるにとどまり、個人個人の個別的利益として保護すべきものとして解することはできないから、控訴人らは同利益を根拠として、本件各認可の取り消しを求めるにつき原告適格を有することは出来ない。

(2) 南アルプスの自然環境を享受する利益

益、保全を求める権利、自然と触れ合う権利

上記利益等は、基本的に公益に属する利益と言わざるを得ず、個人利益として保護すべきものと解することはできないので、原告適格を有することはできない。

(3) 土地、建物、立木に係る所有権、借地権又は居住の利益について

本件各認可により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者に該当することはできないから、控訴人らが本件取り消しを求める原告適格を有することはできない。

## リニア控訴審判決要旨

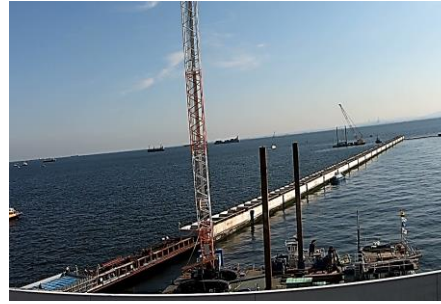
全文

# 梶ヶ谷の建設発生土を横浜の大黒ふ頭に運ぶ

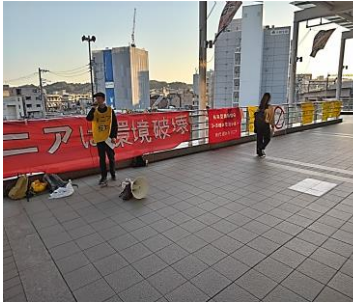


横浜港新本牧ふ頭計画図 埋立中

隔壁内にリテ残土  
六百万立方メートル投入



新本牧ふ頭は横浜市が工事を進めている埋立事業。造成費用は九百億円。JR東海が六百億円、横浜市が二百億円、政府が百億円拠出。埋立にはリニア建設発生土六百万立方メートルを使用。梶ヶ谷調査掘進残土も使用。  
**リニア工事中止を求めるアピールとチラシ配布**



写真は登戸駅の宣伝。「リニアは環境破壊」などの横断幕を張り巡らせアピール。通行中の市民も横断幕に目をやっていました



リニアフリースで説明中

登戸駅通行デッキで川崎市内のリニア工事、とくに梶ヶ谷と東百合ヶ丘の調査掘進の現況と、本工事の危険性についてアピールするとともに、とチラシ配布（二百枚）を市民に手渡しました。  
**中原区のごえん楽市で  
リニア資料展示、工事中止訴える**

十一月十八日午前十時から、川崎市の中原市民館で、中原区市民活動センターが主催する「2023年ごえん楽市」が開かれ、多くの市民でにぎわいました。市内の市民団体の交流を求める目的で毎年秋に開かれている大きなイベントです。今年は六十七の市民団体が参加し、歌やダンス、体操教室等のパフォーマンスや、環境、戦争、原発、慰安婦、水問題についてそれぞれの団体が展示やトークセッションで自らの活動を紹介しました。

## おことわり

今回は十一月二十八日の中間判決控訴審の判決を中心にお伝えしました。記事は東京・神奈川連絡会ニュー編集部がまとめたものです。原告団・弁護士・サポーターの声明、判決要旨の詳細は近く配られる訴訟ニュース三十六号でお伝えします。またストップ・リニア！訴訟原告団ホームページでご覧下さい。

## 当面の活動予定

- 12月13日 15:00 外環道21回口頭弁論 (東京地裁103号)
- 12月17日 14:00 調査掘進説明会 (麻生小体育館)
- 12月22日 18:00 調査掘進説明会 (麻生市民館大ホール)
- 12月23日 15:00 新百合ヶ丘駅街頭宣伝
- 1月13日 10:00 第140回定例会 (12月下旬にFoEJAPAN主催のリニア大深度地下問題リモート学習会があります。日時については後日連絡します)

## ここが問題！リニア新幹線ニュース107号

発行 リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会  
 天野捷一(中原・高津) 090-3910-8173  
 山本太三雄(宮前) 090-8775-11879  
 矢沢美也(麻生・多摩) 090-6108-6568